

徳島県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 2	鳴門池田	阿波市阿波町西林一七七 番四地先から 同 番一地先まで 一三三二	旧	七・九〇一三・六	一八四・九
		同 番二地先から 同 番一地先まで 一三三一	新	一五・四〇四八・三	一八四・九